

有限会社 あぐり
認知症対応型共同生活介護『ゆうあいの家 桜』
運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者であり、認知症の状態にあるものが共同生活住居において、家庭的な環境の中で利用者が有する能力に応じて役割を持ちながら、生き甲斐のある自立した日常生活が出来るよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の心身の状況を踏まえその有する能力に応じ介護や必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身の機能を維持ならびに、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては関係市町村・居宅介護支援事業者・地域の保健, 医療, 福祉サービス等と連携を図りながらよりよいサービスの提供に努めるものとする。

(従業者の職種・員数)

第3条 従業者の職種・員数は次の通りとする。

- | | | |
|-------------|----|-----------|
| (1) 管理者 | 1名 | (介護職員と兼務) |
| (2) 計画作成担当者 | 1名 | (介護職員と兼務) |
| (3) 看護職員 | 1名 | (介護職員と兼務) |
| (4) 介護職員 | 6名 | 以上 |

(従業者の職務内容)

第4条 従業者の職務内容は次の通りとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 管理者 | 従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| (2) 計画作成担当者 | 入居者の介護サービスに係る計画を作成する。 |
| (3) 看護職員 | 入居者に看護職としての職務を提供する。 |
| (4) 介護職員 | 利用者の入浴・排泄・食事等日常生活の介護を行う。 |

(利用定員)

第5条 定員は9名とする。

(介護サービスの内容)

第6条 サービスの内容は次の通りとする。

- 生活介護計画を作成し生活のリズムに合わせて食事の提供や入浴・排泄の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を適宜支援提供する。
- 家庭的な環境を大切に共同生活住居とし、利用者が安心していただける場とする。
 - 家事等は利用者と介護者が共同して行うように努める。

- ② 自然に親しみ四季が感じられる活動を取り入れる。
- ③ 利用者と家族のつながりが深められるようにする。
- ④ 利用者と地区住民との交流や、地区行事等への参加が出来るようにする。

(利用料金及びその他の費用)

第7条 指定介護サービスを提供した場合の利用料は厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

2 前項の利用料金の他、事業所の定めた次の料金を徴収する。

- | | | |
|--------|-----------------------------------|---------------|
| ② 住居費 | 40,000 円 | (月額) |
| ③ 共益費 | 3,000 円 | (月額) |
| ④ 食材料費 | 1,300 円 | (日額) |
| ⑤ 光熱水費 | 650 円 | (日額：寒冷期の加算あり) |
| ⑥ 理美容代 | 実費 | |
| ⑦ オムツ代 | 実費 | |
| ⑧ その他 | 日常生活上の通常必要となる費用で、利用者負担が適当と思われるもの。 | |

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は次の通りとする。
山ノ内町。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 留意事項は次の通りとする。

- 1 医師の診断により認知症の診断が成されている事。
- 2 利用料を支払う事が可能なこと。
- 3 利用開始後であっても、共同生活に適応できない場合は利用の継続を検討することとし、状況によっては他のサービスを紹介する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用の留意事項は次の通りとする。

- 1 利用者は、普段の生活の延長と考え、安心して入居できます。
- 2 管理者・従業者・入居者の、双方の信頼、助け合いで心地よい生活を作り上げます。
- 3 日常生活上の心配・不安や身体の具合等について気兼ねなく、管理者・従業者に伝えて下さい。
- 4 その他 利用上の注意事項は、別の定め(契約書等)によります。

(入居者の緊急時における対応方法)

第11条 緊急時の対応は、勤務者が迅速に管理者並びに家族・身元引受人に連絡します。

2 状況により次の協力機関に連絡し適切に対応します。

- 城下医院クリニック

- うえだ歯科医院
- 北信総合病院
- 介護老人福祉施設「いで湯の里」
- 介護老人保健施設「もえぎ」
- 佐藤病院
- 山ノ内町地域包括支援センター

(非常災害対策)

第12条 入居者が速やかに避難できるように、個人に合わせた搬送方法及び、住居からの避難経路を決め確認をしておく。

- 2 非常持ち出し品の整頓・確認を常に心がけ、非常時には持ち出しが出来るようにする。
- 3 緊急連絡体制を整えておく。
- 4 定期的に避難・誘導・救出訓練を行う。
- 5 火災予防のため、喫煙は決められた場所で行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の重要事項)

第14条 事業者は、職員の資質向上のため研修の機会を設ける。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等に於いて、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を漏洩してはならない義務を負う。又、従業者でなくなった場合に於いても同じである。

附則 この規程は平成13年4月1日から施行する。

- 2 この規約の一部改正条項は、平成15年4月1日より適用する。
- 3 この規約の一部改正条項は、平成17年3月1日より適用する
- 4 この規約の一部改正条項は、平成18年4月1日より適用する。
- 5 この規約の一部改正条項は、平成26年12月1日より適用する。
- 6 この規約の一部改正条項は、平成31年4月1日より適用する
- 7 この規約の一部改正条項は、令和1年10月1日より適用する。
- 8 この規約の一部改正条項は、令和3年4月1日より適用する。
- 9 この規約の一部改正条項は、令和4年12月1日より適用する。

- 10 この規約の一部改正条項は、令和5年4月1日より適用する。
- 11 この規約の一部改正条項は、令和6年4月1日より適用する。
- 12 この規約の一部改正条項は、令和8年1月15日より適用する。

Var. 202601